

## ◆◆ 環境政策と市民意識の変化にみるビジネス・チャンス ◆◆

交流協会日台ビジネスアライアンス委員 宇佐美喜昭  
(日本貿易振興機構海外調査部主査)

台北市内の道路の喧騒の中で排気ガスの臭いを嗅ぐと、台湾で環境政策の取り組みが進んでいることに気付くことは難しい。しかしながら注意深く観察すると、この10年で政策も市民の意識も大きく変わったことに気づかされる。

環境ビジネス市場も、大きな変化がおきている。すでに対応している日本企業もあるが、今からでもまだ遅くはない。アクションを起こせばチャンスはまだまだ発掘できる。

本レポートでは、前半で再生可能エネルギー開発、省エネルギー化、廃棄物管理の分野における行政の取り組みを、後半で建築・都市開発、交通分野におけるトレンドと市民意識の変化、企業に求められる対応について紹介する。

### 高まる環境意識、二酸化炭素排出量は 2000年の半減を目標

台湾の09年の一人当たりゴミ廃棄量は1日平均502グラムで、最多の年と比較してすでに半減した。同年の乾電池の回収率は50%を越えた。EUの12年の乾電池回収目標率25%と比較すると、台湾の努力が尋常でないことがわかる。

担当する環境保護署は、コンビニなど消費者がアプローチしやすい場所を電池回収拠点としただけでなく、自治体に、市内の美化に務めて不法投棄しにくい環境を整えるとともに、不法投棄された乾電池を徹底回収するよう指示を出している。

地球温暖化への意識も高まっている。環境保護署が手がけた、北極の白熊が携帯電話で台湾の黒熊に助けを求めるキャンペーンのキャラクター「減炭双熊」は、老若男女を問わず知らない人がいない存在となった。

マサチューセッツ工科大学で生物学を専攻していた経歴を持つ人気モデル、謝怡芬が省エネを呼びかける経済部の広報も浸透している。



行政院は、地球温暖化問題への対策として二酸化炭素排出削減に向けて大きく舵をきった。すでに16年から20年の間に二酸化炭素排出量を08年水準に抑え、25年には00年並みの2億2,100万トンに削減させることを目標に採択している。長期目標としては50年に00年の半減を目指す。実現には、再生可能エネルギーの大幅な導入と、省エネ化が大きな課題とされている。

環境関連政策の遂行は、バリアフリーや健康増進とも連携させながら進められている。行政院はこれらを、概ね次の役割分担で進めている。

#### 経済建設委員会

環境関連政策の総合的な調整。

#### 環境保護署

市民啓発全般および廃棄物管理。

経済部能源局

電力・エネルギー政策および省エネ推進。

経済部工業局

省エネ関連産業の育成。

経済部水利署

水資源管理および節水の啓発。

交通部

二酸化炭素の少ない交通体系への移行およびバリアフリーの推進。

内政部営建署

環境に優しい建築の普及。

衛生署

禁煙啓発。

**急務の再生可能エネルギー開発**

行政院は 95 年から段階的に発電事業の開放を進めてきた。09 年の時点で総発電容量は 48,015 万 MW で、台湾電力が 32,281 万 MW、独立発電事業者（TPP による 9 発電所）と民間企業のコジェネレーションが 15,734 万 MW である。TPP には日本企業が出資しているものもある。

地熱発電所は土城と錦水にあるが、蒸気の枯渇で現在は運転を取り止めている。総容量に占める再生可能エネルギー比率は、火力に含まれるバイオマスを含めて約 12%とされる。

風力エネルギーは、経済部の委託を受けた工業技術研究院（ITRI）などが台湾内の発電適地を調査し、結果をウェブサイトで公開している。

<http://wind.itri.org.tw/demonstration/Documents/TaiwanWindAtlas-3.PDF>

11 年には南部で太陽光の大規模施設が竣工する。行政院は、風力、太陽光とともに、海洋や地

熱のエネルギーの新規開発を進めるとしている。

12 年には第四原子力発電所が本格稼動に入るはずだったが、福島での事故の影響で少なくとも 1 年は遅れる見通しとなった。第五以降は台湾電力が内部検討しているとされるが、原発に敏感な市民は増えた。今回の震災に個人として 10 億円を寄せたある財界人は 3 月 23 日、地震の多い台湾に原発は向かないとした上で、他のエネルギー開発に注力すべきとアピールした。今後、再生可能エネルギー開発は益々重視されることになるだろう。

09 年 7 月に公布された再生エネルギー発展条例は、公共建築や公共プロジェクトで小型の発電装置による再生可能エネルギー開発の推進を進めるとしている。台湾の雨がち、曇りがちの気候の下では、太陽光パネルは高効率のものが比較優位にある。

**強化される省エネ・節水推進キャンペーン**

行政院は、08 年から毎年、6 月 5 日の地球環境デーから 11 月 30 日までをエネルギー節約のキャンペーン期間とし、環境保護署などを通じ次の 10 項目を市民に呼びかけている。

1. 冷房設定を 26~28 度とし、冷気を逃さない。
2. 照明はこまめに調整し明るくしすぎない。
3. 省エネ機器を利用し、沐浴からシャワーへの切り替えを励行して節電節水に努める。
4. 商品購入時に省エネ、節水ラベルを確認する。
5. エネルギー効率の良い自動車を選択する。
6. 週一度は自動車に乗らない。
7. 階段を利用し、徒歩、あるいは自転車を使う。
8. 地元食材を愛用、週一日ないし一日一食は菜食とする。
9. マイ・カップ、マイ箸、買い物袋を持参する。

表 1 台湾のエネルギー源別発電容量（2009 年）

単位：MW

	水力	火力	原子力	風力	太陽光	計
台湾電力	4,500.0	22,487.2	5,144.0	149.8	なし	32,281.0
IPP、民間コジェネ	38.9	15,429.3	なし	256.2	9.5	15,734.0

出所：経済部能源局 発電装置容量統計表

10. 再生紙の利用と両面使用を励行し、節水金具や節水型トイレの普及に努め、過剰包装を諫め、資源ゴミ回収を促進する。

啓発活動の重点について環境保護署の関係者は、媒体を使った広報活動、催事を通じた教育、環境教育の教育者の育成の3点をあげる。環境保護署のウェブサイト「綠色生活資訊網」では、政策とあわせ、環境に優しい商品や小売店での様々な関連催事を紹介している。商品の紹介はトヨタのプリウスなど、海外企業のものも含まれる。

また環境保護署は10年5月から商品のカーボン・フット・プリント表示を推進している。



カーボン・フット・プリント

09年7月に成立したエネルギー管理法に則り、経済部は冷蔵庫、エアコンなど特定のエネルギー使用機器・機械の製造業者、輸入業者に対して、エネルギー使用要件の遵守と、エネルギー消費、エネルギー効率レベルに関する情報の表示を義務付け、非表示のまま対象となる機器・機械を販売、展示、陳列することを禁じた。表示義務付けに該当する製品は、ウェブで公表している。

また同法に基づき、ホテル、デパート、スーパー、コンビニ、量販店、電器店、ドラッグストアの7業種は10年から、①照明の省エネ化、②冷暖房中のドア開放厳禁、を義務付けられた。

省エネ機器は10年7月から能力により五段階にランク分けされた。対象は、クーラー、除湿機、

冷蔵庫、空気清浄機、自動車などの製品で、消費者にわかりやすいよう、ラベル化も検討されている。11年7月には安定器内蔵式蛍光灯も対象となる。

省エネ機器の5段階表示ラベル (例)



家電用

自動車用

出所：経済部

この他にもいくつかのラベル政策が導入されている。環保標章（エコラベル）は、環境保護署が環境開発財団に委託して92年から導入している。これまでは政府調達法に基づく認定商品の優先購買のため用いられてきた。価格差10%以内では環保商品の購買が優先される。

この優先購買政策で、行政院は、公的機関・学校における電気、燃料使用を15年までに累計で7%削減する政策を打ち出している。

環保標章が有効の商品の大半はISO14020系列を標準とする第一類環保標章で、日本企業の商品も複数含まれる。環境保護署は、このマークがついた商品の一般購買も幅広く呼びかけており、こうした商品を置く店を増やす努力、置いている店を市民に周知する努力をしている。

節能標章は、行政で定めたエネルギー効率基準を10%ないし15%以上上回る商品に対して適用されるラベルで、経済部能源局が所管する。

節水標章は経済部水利署が所管する。洗濯機、トイレ、蛇口など11種類の商品についてそれぞれの規程がある。民間での普及も進む。例えば小龍包で有名なレストラン鼎泰豊では、省水標章付きの日本製便器を導入している。





環境標章



節電標章



省水標章

行政院は、11年6月5日の世界環境デーにあわせ、環境教育法を施行する。この法は行政機関、企業、学校、協会・組合、町内会など、あらゆる社会集団での環境教育を義務付け、あわせて公共空間の衛生維持を推進するものである。次いで、温暖化ガス減量に向けた排出権取引義務化を包含した法整備が行政院の課題となっている。

任意ベースの排出権取引はすでに、05年に設立された台湾碳排放交易推廣協會（TETA）が仲介の場を提供している。同協会は、国際的な排出量取引市場に関する最新情報の提供、排出権の算定や認証に対する支援、国際的な取引機会の提供、仮想取引市場の提供、国際市場への参入支援などを行っている。委員は国際的な事業組織、エコノミスト、各種環境分野の専門家、投資家、産業界や学術機関からの代表などで構成されている。

産業セクターにおける省エネ推進も主として經濟部能源局の主導で進められている。鉄鋼、化学、セメント、パルプ・製紙、合成繊維業界による自主的な省エネ活動が奨励され、エネルギー消費者上位100位に対するエネルギー監査システムの実施、モーター、ボイラー、冷凍庫のエネルギー消費効率基準の引き上げなどが行われている。

### 廃棄物管理はゼロ・エミッション政策を策定

環境保護署は、廃棄物発生の削減に重点をおき、資源回収再利用法に基づきリサイクルを強化している。処理が困難あるいは有害物質を含む製品や容器は、環境保護署がリストに登録し、該当する商品を扱う事業者は、費用の負担が求められる。また事業者は次の方策の実施を求められる。

1) 再利用可能な原料（副産物、廃棄品、欠陥製

品を含む）のリサイクル。

- 2) リサイクルされた原料の一定比率／量の利用。
- 3) 再利用可能な原料以外のリサイクル。
- 4) 分解・リサイクルが容易となるよう配慮した製品の設計・製造。
- 5) 製品に対する原料組成、リサイクルマーク、使用原料比率の表示。
- 6) リサイクルを円滑化する原料・製品仕様の使用。
- 7) 製品の一定割合に、詰め替え可能容器を使用。

05年7月1日付けの「製品の過剰包装製品の制限に関する通達」は、キャンディー、焼き菓子、化粧品、光ディスク、ワイン、加工食品の包装基準要件を示している。上記の製品は輸入品も含め、次の要件の対象になる。

- 1) 包装の重量は総重量の25%以内。
- 2) 包装は最大3層まで。
- 3) 包装のラベルとテープ以外に異なる包装資材を使ってはならない。

09年1月の「生産業者・輸入業者によるリサイクルが必要な製品・容器の範囲および責任者の範囲に関する通達」により、当局は製品・容器のリサイクル、撤去、処理に関する企業、製造業者、および輸入業者の責任の範囲を定め、販売量または輸入量に関係当局に報告させ、リサイクル、撤去、処理に係る費用を負担させている。

この通達では、対象物質を含む製品を事業者が輸入した場合も輸入業者と見なされる。対象製品には、電気・電子機器（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、扇風機など）、電子情報製品（ノートパソコン、CPU、ブラウン管や液晶ディスプレイなどのモニター、キーボードなど）が含まれる。

10年10月に經濟部が発表した資源再生緑色産品審査認定弁法には、再生グリーン製品認定対象の14種類の製品（トイレトーパー、繊維・繊維製品、PET使用の衣類など）が示されている。

再生グリーン製品に認定されると、製造業者に再生グリーン製品証書（資源再生緑色産品証書）

が交付される。今後、財政上のインセンティブも付与される見通しである。

### グリーン建築に市民の支持

建築行政は内政部営建署が担い、建築・建築物関連の法規、都市計画、公営住宅、地方のインフラ整備、土地利用の管理をしている。

建物については、防火標章、防震標章の2つの強制認証に加え、環境を配慮した緑建築標章、緑建材標章、智慧建築標章の3つの認証がある。

緑建築標章は、環境に優しい建物を示す。緑建材標章は建材の環境配慮を示す。智慧建築標章はインテリジェンス化による省エネ管理に対する認証である。これら3つの認証は、財団法人台湾建築センターに事務が委任されている。



緑建築標章



緑建材標章



智慧建築標章

緑建築標章は、建築費が5,000万台湾元（1元 = 2.7円）以上の政府機関、自治体、公的教育機関などによる建築に対し強制認証とし、規模が小さい公的建築と民間による建築に対しては任意認証としている。この認証は、生態 (ecology)、節能 (energy saving)、減廢 (waste reduction)、健康 (health) の頭文字からとって EEWH と呼ばれる。

EEWH は計9項目の指針からなる。当初は「基地（敷地）緑化」、「基地保水」、「水資源」、「日常節約能源」、「二酸化炭素減量」、「廢棄物減量」、「汚水・ゴミ改善」の7項目だったが、03年に「生物多様性」と「室内環境」の2項目が追加された。それぞれにポイントと合格基準がある。

このシステムでは、設計段階で1回目の審査を通らないと着工ができない。竣工段階で2回めの審査が行われ、認証される。

営建署からはこの認証に関するハンドブック「緑建築解説與評估手冊」が刊行されている。これによると認証には、最高級の鑽石級（ダイヤモンド級）、黄金級、銀級、銅級、合格級という5つのランクがある。認証自体は、先進的な建物にも対応しており、しかも分かり易い。

このハンドブックの監修者の一人に、東京大学で博士号を取得した林憲徳博士（国立成功大学教授）がいる。日本語が堪能な学者である。

成功大学は、台湾にあっては唯一、建築学について設計、構造、設備、対流、美観に至る総合的なアプローチを行う施設を有している。

林博士は、財団法人台湾建築中心の緑建築委員会の座長も務める。東京大学では松尾陽教授（当時）のもとで、建築のエネルギー解析を学んだ。また建築家としても、デルタ電子や外資系台湾法人の本社屋など数多くの設計を手がける。

緑建築標章は98年の導入以来、事業者にとって最低ラインのクリアに関心がいきがちだったが、04年の台北市立図書館北投分館の竣工は、大きな転機をもたらした。



計画段階で台北市が提示した条件は「環境に優しい図書館を建設したい」という概念的なもので、漠とした話に多くの建築家がとまどったとされる。コンペティションを通じて採用されたのは九典聯合建築師事務所が提示した設計だった。

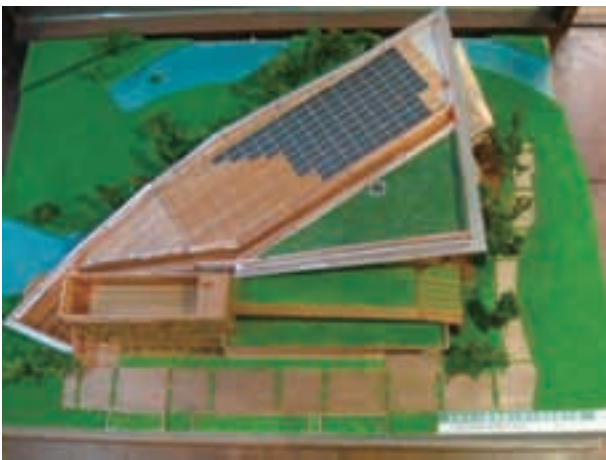
同事務所の共同代表、郭英釗氏は設計にあたり、①日本統治時代の木造家屋が多く残る北投の雰圍氣を伝える、②断絶している台湾の木造建築技術を取り戻す、ことを考えたという。

梁を支える技術は残念ながら日本から台湾に伝わった木造建築技術とは異なるが、環境配慮の設計は随所に見られる。建物は年間の風の流れと日



射方向を考慮して外向部が設計されている。庇（ひさし）は、テラスへの直射日光を遮るためやや長めだ。一定の室温を超えると空調に切り替えられるが、外気は木陰の涼しい場所から取り込まれる。

建物の屋上には太陽光パネルが設置され、緑化スペースも設けられている。雨水は屋根をつたいタンクに貯められ、トイレなどに使われる。壁面緑化は、今なお成長途上にある。この建物は、07年にダイヤモンド級の緑建築標章を獲得した。



上から眺める建物の模型（九典聯合建築師事務所）

これを機に、台湾では木造建築や木造内装への関心が高まった。南九州では台湾からの建築材の引き合いが増えている。

郭代表も成功大学のOBで、卒業後、UCLAで修士を、もう一人の共同代表、張清華女史も成功大学卒業後、ペンシルベニア大学で修士を得た。

郭代表は現在、安藤忠雄建築事務所に在籍していたこともある日本人建築家と共同で、ITRIの台中分院の設計にあたっている。総工費は16億元。ITRIは海外のノーベル賞受賞者が研究員として在籍することもある応用技術専門の研究機関でもある。ITRIの施設が高いレベルの緑建築仕様となることは、海外への情報発信として意義深い。

なお、郭代表や林教授も、建物に採用する機器を探しに日本に行ったことはあるが、日本企業から売り込みのアプローチを受けたことは無いとしている。九典聯合建築師事務所は、台北で11年

4月まで開催されていた国際花卉博覧会のメインパビリオンに京セラの太陽光パネルと旭硝子の透光調整素材ETFEを採用したが、太陽光パネルはライバル企業のはずの茂徳の紹介、透光調整素材はインターネット検索でドイツ製と日本製が候補に残り、施工会社に決定を委ねたという。



台北国際花卉博覧会メインパビリオンの屋上（左）とETFEを採用した温室の屋根

### 動き始める巨大プロジェクト

財団法人台湾建築センターは、施工主、建築事務所、開発業者などに対して緑建築普及を促す指導的立場にある。同センターの幹部は、台湾企業の強みとして総合的な企画力を挙げる。

一方で、個々の技術やこれらをミニ・ユニットとして施設を構築する分野は弱く、経験も不足している。10年以上の歴史がある緑建築標章で、ダイヤモンド級が8件しかないこと、8件とも全て低層建築であることは、これを如実に物語る。台湾建築センターはこうした後れも認め、台湾企業にも利があれば日本企業と関係先との仲介の労を厭わないとしている。

経済建設委員会は、09年に策定した「経済振興拡大公共建設計画」で、関係予算の6%以上を再生可能エネルギーや省エネの設備に投資することを義務付けた。09年から12年までの4年間の対象予算は5,000億元。このうち少なくとも300億元が建築関連の設備への投資にあてられる。この措置を受け各省庁は、関連事業の着工にあたり経済部能源局の審査を受けなければならなくなった。

台北市は市中心部全域にわたり「しわ取り」プロジェクトというメインストリートに面した古い

表2 ダイヤモンド級の建築物一覧

	認証付与 年度	建築物名称	建築物概要	場所
1	2006年	台達電子工業 南科廠房	地下1階、地上4階鉄筋コンクリート構造、其他類建築	台南県善化段 2628-3、2633-2、2634-3等3筆地號
2	2007年	台北市立図書館北投分館新建工程	地上2階鉄骨構造、大型空間類建築	台北市光明路 251 號
3	2008年	台湾積体電路(TSMC)十四廠三期 FAB 棟新建工程	地下1階、地上5階鉄骨及び鉄筋コンクリート構造、其他類建築	台南県善化鎮善科段 0141、新市郷新科段 51 地号等2筆土地
4	2009年	緑水樹谷活力館	地下1階、地上2階鉄骨及び鉄筋コンクリート構造、大型空間類建築	台南県新市郷新品段 0011-0000 地号
5	2009年	台湾積体電路(TSMC)新竹科学工業園区十二廠四期 FAB 棟新建工程	地下2階、地上4階鉄骨鉄筋コンクリート構造、其他類建築	新竹県宝山郷園区段 0204-0000 号等 105 筆地号
6	2010年	羅門哈斯亞太廠房弁公棟及び廠房棟	地上2階鉄骨鉄筋コンクリート構造、弁公庁類及び大型空間類建築	苗栗県竹南鎮新竹科学園区科西二路 6 号
7	2010年	福控公司? 望園区新建廠房	地上4階鉄筋コンクリート構造、其他類建築	龍潭郷三洽水段 187-45 地号等1筆
8	2010年	国立南科実験高級中学校舎新建工程 (一期工)	地下1階、地上4階鉄筋コンクリート構造、学校類建築	台南県新市郷新科段 2、1、台南県新市郷三舍段 2-8、2-14、3 地号等 21 筆地号

出所：財団法人台湾建築中心

ビルのリニューアル事業に取り組んでいる。補助金審査の基準には緑建築標章も取り入れている。

行政院は10年11月、「都市更新産業行動計画」を確定し、次の都市再開発プロジェクト15件に11年～14年の4ヵ年で184億元（うち内政部所管の中央都市更新基金から50億元）の予算をつけた。この計画は、環境と景観を意識したもので、民間資金とあわせて2,000億元の経済効果を計るプロジェクトに位置づけられている。

1. 基隆駅周辺西2および西3埠頭更新計画第一期 (7.03ha 175億4,900万元) 基隆市所管
2. 基隆市和平島東南側水岸 (1.92ha 25億4,000万元) 基隆市所管
3. 蘭城之星更新計画 (3.61ha 30億8,300万元) 宜蘭県所管
4. 台北市南港高速鉄道沿線再開発計画北部流行音楽センター計画 (7.65ha 45億5,000万元) 行政院文化建設委員会所管

5. 台北市南港高速鉄道沿線再開発計画・生医管理センター (面積不詳 10億元) 行政院衛生署所管
6. 台北市南港高速鉄道沿線再開発計画・台鉄操車場 (面積不詳 45万元) 交通部台鉄局所管
7. 板橋浮洲榮工廠区および周辺地区 (46ha 200億900万元) 内政部營建署所管
8. 中壢新明市場 (0.3ha 1億300万元) 桃園市所管
9. 桃園市東門市場 (0.41ha 5億2,800万元) 桃園市所管
10. 新竹駅後背地区更新計画 (6.76ha 110億9,600万元) 交通部台鉄局所管
11. 台中市體二用地 (10.55ha 35億2,700万元) 台中市所管
12. 台中県・豊原駅周辺更新地区 (1.98ha 14億4,600万元) 台中県所管
13. 嘉義市駅付近地区 (47.74ha 45億3,900万

元)

嘉義市所管

14. 台南県・台南永康市飛雁新村都市再生計画  
(3.5ha 26億400万円) 台南県所管

15. 高雄市高雄港駅および臨港沿線第一期  
(1.82ha、81億2,800万円) 高雄市所管

注：予算には民間資金を含む。

出所：都市更新産業行動計画（内政部）

<http://twur.cpami.gov.tw/news/content-news.aspx?NEWS=MTA0>

内政部営建署では調達などの情報を更新していく予定だが、こうしたプロジェクトへの参入は建築師事務所との提携を図る方が近道かもしれない。台湾建築センターは重要な足掛かりとなるだろう。

## 自転車が大ブームに

ここ数年の消費市場における最も大きな変化のひとつに、自転車需要の増加があげられる。正確な統計は得られていないが、円貨15万円以上もする高級仕様も含め、需要が増えている。レジャー需要が高まっている他、市街地でも環境意識の高まりから自転車利用が増えている。交通部や各自治体の政策が功を奏すれば、ブームから定着に向けてさらに市場が拡大していく可能性がある。

自治体は市街地や幹線道路の、交通部は台湾東部でのレジャー用の自転車レーンの整備を進めている。こうした試みは、所要10日とされる台湾1周ツーリングに挑戦する多くの市民を生んだ。週末の淡水河沿いはツーリングのメッカとなった。

交通部は自転車普及を目指し、様々な研究を行ってきた。環境に優しい交通手段として、主として欧州の自転車政策とその成果や隘路が真剣に学ばれた。専用レーンの幅、交差点での停車位置や信号のあり方、路上での他の交通機関との共存、歩行者の安全確保、専用レーンにはみ出す可能性がある数々の妨害物、他の交通機関とのインテグレーション、駐輪システムとテーマは幅が広い。

この研究を踏まえ、交通部は先ず、東部でレジャー用の自転車専用道を整備し、自転車の普及と自転車マナーの普及に着手した。アクセスには、自転車を乗せられる列車やバスが開発された。



ツーリング専用客車（左）と  
自転車運搬装置を付けたバス（写真：交通部）

交通部では、台鉄の駅改修工事と連携して、駅構内の案内板、シャワー、トイレを含む休憩設備の整備も進めている。駅の階段には自転車を上り下りさせるスロープを設けた。主用駅には台鉄が委託するレンタサイクルショップも設置した。沿道にも休憩所を設置し、警察の駐在所にシャワーを設置しトイレとあわせて利用できるようにするなど、治安も含め内政部とも連携した取り組みを行っている。

台北では、MRTへの自転車持ち込みを推進している。文山内湖線を除き、土日・祭日の06:00～終電（一部の駅は～23:00）、MRTの最前列と最後列の車両に1編成で最大16台の自転車を載せることができる。対応駅は対象路線66駅中33駅で、路線表示の駅名の横に自転車マークが付せられている。料金は人と自転車セットで、乗車距離に関係なく80元。梱包した折り畳み自転車は荷物扱いで通常の乗車料金で持ち込める。

MRTを運営する台北捷運は、パリに倣ったレンタサイクル事業も開始している。



自転車マークがついた路線案内板（左）と、  
MRTの悠遊カードと連動したレンタサイクル



## 高まる環境意識

市民の環境に対する意識も向上している。統一グループは、レジ袋不用の顧客に独自のエコポイントを付与し、まとまった数が溜まると商品・サービスと交換している。統一グループ傘下の台湾スターボックスでもタンブラー持参の顧客には価格の割引を実施している。

台北最大手のショッピング・センター微風広場も、直営スーパーで買い物袋持参の人にキャッシュバックを行っている。対象は100元以上購入の人に限定しているが、額は2元と、日本でみられる還元額の倍以上となっている。レジでの光景を見る限り、買い物袋持参客の比率は東京より高い。

台湾大学前には、2階建ての駐輪場が出現した。構内の自転車置き場も、ほぼいっぱいになっている。自転車で通りかかる学生達は、自転車利用の動機として環境意識が強い。2人乗りが合法という点も学生にとっては都合がよい。キャンパスの周囲の環境も自転車を利用しやすいという。

台北市は周囲を丘に囲まれており、市境では坂道も多い。電動補助自転車は台湾では免許が不要だ。自転車市場はアプローチ次第では今後もまだまだ拡大の余地があるだろう。

持続可能な都市の先駆者として国際的に著名なジャイネ・レルネル氏（元・国際建築学会会長、ジャイネ・レルネル研究所代表）は、環境ビジネスの展開には意識の高い消費者の存在が前提とな

るという見解を述べている。台湾では環境教育法の施行を機に、環境に優しい消費行動が一層拡大すると期待される。

市場開拓には課題もある。台湾には訪日してエコ生活を実体験している人が相当数にのぼり、エコ感覚はすでにファッション化している。



妹が東京に住む黄さん（左）と短期留学経験がある廖さん。  
二人とも日本の影響を強く受けたとする。

一方で、台湾での営業を現地の代理店や、環境関連商品の担当を配置していない現地法人に任せきりという日本企業は少なくない。つまり、ファッション・リーダーのセンスが供給側の先をいっていることになる。これでは市場開拓は覚束ない。ビルや工場、オフィス用のエコ関連機器も、営業には、需要側のニーズを理解しつつ説明できる人が必要だ。

日本国内の環境ビジネス部隊を台湾に展開させる必要がある。国内営業の維持には、新規採用などで社内体制を整えなければならなくなるが、これを乗り越えられないリスクととるようであれば、米国や欧州の企業の後塵を拝することになりかねない。